

## 根室市港湾整備事業経営戦略

団 体 名 : 根室市

事 業 名 : 港湾整備事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

※複数の港湾を有する事業にあつては、港湾ごとの状況が分かるよう記載すること。

## 1. 事業概要

## (1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用)の区分	法適(一部適用)	事業開始年月日	昭和44年4月1日
職員数	3 人	港湾区分(重要港湾等)	重要港湾
民間活用の状況	ア 民間委託	-	
	イ 指定管理者制度	-	
	ウ PPP・PFI	-	

## (2) 使用料体系

※施設区分の中で複数の使用料体系がある場合には、それぞれの内容を分けて記載すること。

別紙1 参照

※各項目の単位を明記すること

### (3) 現在の経営状況

年間取扱貨物量 ※過去3年度分を記載	R1	704,245トン	H30	674,020トン	H29	696,353トン
年間船舶乗降旅客数 ※過去3年度分を記載	R1	3,676人	H30	2,382人	H29	2,992人
年間使用料収入額 (税込み) ※過去3年度分を記載	R1	161,173円	H30	166,435円	H29	180,635円
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	R1	141.73%	H30	144.53%	H29	157.58%
経費回収率 ※過去3年度分を記載	R1	124.60%	H30	129.53%	H29	143.37%
他会計補助金比率 ※過去3年度分を記載	R1	0%	H30	0%	H29	0%
有形固定資産減価償却率 ※過去3年度分を記載	R1	7.11%	H30	7.55%	H29	7.12%
企業債残高対料金収入比率 ※過去3年度分を記載	R1	13.69%	H30	23.77%	H29	34.75%
【上記の収益、資産等の状況等を踏まえた現在の経営状況の分析】 過去3ヶ年の単年度純利益は平均すると約58,000千円で推移しており、健全な会計運営を行っている。						

## 2. 将来の事業環境

### (1) 取扱貨物量等の見通し

年間貨物取扱量については、当港が国内有数の水産基地としての特性を有していることを踏まえ、近年の厳しい漁業環境を反映した令和2年度の貨物取扱量を基本とし回帰分析法や近年の増減率を加味し推移していくものとして計上した。

### (2) 使用料収入の見通し

使用料収入については、2(1)に記載のとおり、近年の漁業環境を踏まえ、漁獲物陸揚使用料をはじめ、大幅な伸びを見込まず、経年的な減少を加味し推移していくものとして計上した。

### (3) 施設の見通し

現状維持を基本とし、保全工事等による施設の延命化を図る。

## 3. 経営の基本方針

かつて自主的に導入した「根室市港湾整備事業会計再生プラン」の基本理念である「厳しい収益の見立てと徹底した費用の抑制」の継承や、「身の丈にあった会計運営」を堅持し、単年度平均1,200万円程度の純利益を確保する。また、引き続き事業展開の原資たる内部留保資金及び現金資金の一定確保に努め、企業債に依存度を高めない港湾機能の強化や老朽化した港湾施設の維持補修等を行う。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

<p>【主な投資の内容】 令和3年度及び5年度 花咲港区海水取水タンク改良(移設)工事 約44,400千円 令和4年度～令和8年度 水産上屋照明施設更新工事 約76,500千円 令和8年度～令和12年度 根室港区・花咲港区道路照明更新工事 約29,000千円</p>
---

② 収支計画のうち財源についての説明

<p>財源については営業収益を基本に賄うことを想定しており、現時点においては新たな企業債の借入れや、一般会計からの繰入等については考えていない。</p>
--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>経費については、施設の老朽化に応じた、保存工事や維持補修経費を定額で計上した。</p>
--

#### 5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、改定等に関する事項</p>	<p>毎年度策定している長期財政収支試算(10ヶ年計画)を基本とすることから、年1回程度の時点検証を行い、整合性を図るとともに、新たな経営健全化や財源対策に係る取り組みが具体化した場合、さらに修正等を加える。</p>
----------------------------	--

施設区分	現行(a)			前回(b)			改定率			前々回(c)			改定率										
	外国貿易船			外国貿易船を除く船舶			外国貿易船			外国貿易船を除く船舶				外国貿易船を除く船舶									
	月決め	年決め	臨時1回 24時間以内	月決め	年決め	臨時1回 24時間以内	月決め	年決め	臨時1回 24時間以内	(a/b)%	月決め	年決め		臨時1回 24時間以内	(a/b)%	月決め	年決め	臨時1回 24時間以内	(b/c)%				
使用料区分	(H17年改正)			(H31年改正)			(S57年改正)			(H26年改正)			(H17年改正)										
	5トン未満	6,000	840	95	6,000	840	95	2,000	600	50	6,480	907	102	300%	140%	180%	93%	93%	882	99	103%	103%	103%
	5トン以上10トン未満	9,000	1,344	190	9,000	1,344	190	3,000	960	100	9,720	1,451	205	300%	140%	180%	93%	93%	9,450	199	103%	103%	103%
	10トン以上15トン未満	12,600	1,848	380	12,600	1,848	380	4,200	1,320	200	13,608	1,995	410	300%	140%	180%	93%	93%	13,230	399	103%	103%	103%
	15トン以上20トン未満	18,000	2,688	760	18,000	2,688	760	6,000	1,920	400	19,440	2,903	820	300%	140%	180%	93%	93%	18,900	798	103%	103%	103%
	20トン以上30トン未満	25,200	3,864	950	25,200	3,864	950	8,400	2,760	500	27,216	4,173	1,026	300%	140%	180%	93%	93%	26,460	997	103%	103%	103%
	30トン以上40トン未満	34,200	5,040	1,140	34,200	5,040	1,140	11,400	3,600	600	36,936	5,443	1,231	300%	140%	180%	93%	93%	35,910	1,197	103%	103%	103%
	40トン以上50トン未満	37,800	5,880	1,330	37,800	5,880	1,330	12,600	4,200	700	40,824	6,350	1,436	300%	140%	180%	93%	93%	39,690	1,396	103%	103%	103%
	50トン以上60トン未満	45,000	6,888	1,520	45,000	6,888	1,520	15,000	4,920	800	48,600	7,439	1,641	300%	140%	180%	93%	93%	47,250	1,596	103%	103%	103%
	60トン以上70トン未満	55,800	8,568	1,710	55,800	8,568	1,710	18,600	6,120	900	60,264	9,253	1,846	300%	140%	180%	93%	93%	58,590	1,795	103%	103%	103%
	70トン以上80トン未満	59,400	9,240	1,900	59,400	9,240	1,900	19,800	6,600	1,000	64,152	9,979	2,052	300%	140%	180%	93%	93%	62,370	1,995	103%	103%	103%
	80トン以上90トン未満	70,200	10,920	2,090	70,200	10,920	2,090	23,400	7,800	1,100	75,816	11,793	2,257	300%	140%	180%	93%	93%	73,710	2,194	103%	103%	103%
	90トン以上100トン未満	81,000	12,600	2,280	81,000	12,600	2,280	27,000	9,000	1,200	87,480	13,608	2,462	300%	140%	180%	93%	93%	85,050	2,394	103%	103%	103%
	100トン以上150トン未満	91,800	14,280	2,850	91,800	14,280	2,850	30,600	10,200	1,500	99,144	15,422	3,078	300%	140%	180%	93%	93%	96,390	2,992	103%	103%	103%
150トン以上200トン未満	108,000	15,680	3,420	108,000	15,680	3,420	36,000	11,200	1,800	116,640	16,934	3,893	300%	140%	180%	93%	93%	113,400	3,591	103%	103%	103%	
200トン以上100トン増毎に	15,000	4,200	950	15,000	4,200	950	5,000	3,000	500	16,200	4,536	1,026	300%	140%	180%	93%	93%	15,750	997	103%	103%	103%	
給油船	一般動力船のトン数別料金の30%増																						
無動力船	一般動力船のトン数別料金の1/2(平成17年改正)																						
物揚場	一般使用料	1㎡当たり1日につき4円(平成31年改正)																					
	専用使用料	1㎡当たり1日につき100円以内で市長の定める額(平成元年改正)																					
	一般使用料	1㎡当たり1日につき3円(平成31年改正)																					
	専用使用料	琴平町地先斜路年額300,000円(平成31年改正)																					
	一般使用料	1㎡当たり1日につき4円(平成31年改正)																					
港湾施設用地	専用使用料	1㎡当たり1日につき100円以内で市長の定める額(昭和63年改正)																					
	地底埋設管類	1㎡当たり1日につき30円(昭和63年改正)																					
	電柱	1本につき年870円(昭和63年改正)																					
	電話柱	1本につき年710円(昭和60年改正)																					
	広告類	1個につき年260円(昭和60年改正)																					
船舶給水	臨港道路占有料	1個につき年4,250円(昭和63年改正)																					
	船舶給水使用料	1㎡当たり1日につき100円以内で市長の定める額(平成元年改正)																					
	根室市水道事業給水条例による	-																					
	根室港に入港し港務施設を利用し魚介類の陸揚、転載した販売価格(販売しないものは推定時価)の1,000分の6に消費税を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額(平成31年改正)	根室港に入港し港務施設を利用し魚介類の陸揚、転載した販売価格(販売しないものは推定時価)の1,000分の6に消費税を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額(平成31年改正)																					
	漁獲物陸揚使用料	根室港に入港し港務施設を利用し魚介類の陸揚、転載した販売価格(販売しないものは推定時価)の1,000分の6に消費税を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額(平成31年改正)																					

投資・財政計画  
(収支計画)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的	1. 営業収益	7,676	7,676	8,233	8,233	8,233	8,233	8,233	8,233	8,233	8,233	8,233	8,233
	(1) 土地売却収益			557	557	557	557	557	557	557	557	557	557
	(2) 受託工事収益												
	(3) その他	7,676	7,676	7,676	7,676	7,676	7,676	7,676	7,676	7,676	7,676	7,676	7,676
収益的	2. 営業外収益												
	(1) 補助金												
	会社計補助金												
	その他補助金												
	(2) 長期前受金												
	(3) その他												
収益的	1. 営業外費用	7,676	7,676	8,233	8,233	8,233	8,233	8,233	8,233	8,233	8,233	8,233	8,233
	(1) 職員給与	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554
	基本給												
	退職給付												
	その他												
	(2) 土地売却原価			15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
	動力費												
	修繕費												
	材料費												
	その他			15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
支出	(3) 減価償却費	1,720	1,720	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554
	(4) その他												
支出	2. 営業外費用			1,148	1,148	1,072	982	905	815	739	648	500	572
	(1) 支利息												
	(2) その他												
経常	営業利益	1,720	1,554	1,554	1,163	1,087	997	920	830	754	663	515	587
特別	利益	5,956	6,122	6,664	7,070	7,146	7,236	7,313	7,403	7,479	7,570	7,718	7,866
特別	損失												
当	年度純利益(又は純損失)	5,956	6,122	6,664	7,070	7,146	7,236	7,313	7,403	7,479	7,570	7,718	7,866
繰	越利益剰余金又は累積欠損金	83,548	89,670	96,334	103,404	110,550	117,786	125,099	132,502	139,981	147,551	155,269	162,915
流	うち未収金	137,812	144,499	151,706	159,297	166,943	174,659	182,433	190,278	198,182	206,160	214,269	222,291
	うち未収土地(簿価)	22,720	23,285	23,828	24,349	24,849	25,329	25,790	26,232	26,657	27,065	27,456	27,832
	うち未売出土地(簿価)	15,304	13,750	12,181	11,018	9,931	8,934	8,014	7,184	6,430	5,767	5,252	4,665
流	うち建設改良費												
	うち一時借入金												
	うち未払金												
	うち土地前受金												
累積欠損金比率	$(A)-(I) \times 100$												
地方財政法施行令第15条第1項により算定した金額不足	(L)												
営業取崩し受託工事収益	(A)-(B)	7,676	7,676	8,233	8,233	8,233	8,233	8,233	8,233	8,233	8,233	8,233	8,233
地方財政法による比率	$((L)/(M)) \times 100$												
健全化法施行令第16条により算定した金額不足	(N)												
健全化法施行規則第6条に規定する額	(O)												
健全化法施行令第3条第2号ハに規定する額	(P)												
健全化法施行規則第9条第3号Eにより算定した額	(Q)												
健全化法施行令第17条により算定した額	(R)	109,200	109,200	109,200	109,200	109,200	109,200	109,200	109,200	109,200	109,200	109,200	109,200
健全化法第22条により算定した不足比率	$((N)/(R)) \times 100$												